

かがわ国際会議場、展示場、多目的広場における利用条件について

当施設では香川県が示すガイドライン等を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しております。かがわ国際会議場、展示場、多目的広場における利用条件について、下記のとおりとさせていただきます。

記

【適用期間】

当面令和4年3月末まで

【対象施設】

かがわ国際会議場、展示場、多目的広場

【利用条件】

1. 利用人数の制限

各施設における最大利用可能人数は、下記の通りとなります。

- ・国際会議場：1階180名、2階94名（スクール形式）
 - ・展示場：全面使用150名、半面使用75名まで（人と人との間隔：1m程度）
（ただし、会場利用内容により利用可能人数が異なりますので、事前にレイアウト等のご提出をお願いいたします。）
 - ・多目的広場：密が発生しない程度の間隔（1m程度）を確保できる人数
- なお、最大定員は同時に利用する人数のことで、主催者側の人数も含めます。

2. 基本的な感染症拡大対策

- 1) 人と人との間隔は密が発生しない程度の間隔（1m程度）を空ける。
- 2) 入場時等に検温を実施し、イベント参加者の連絡先等の把握の徹底。
- 3) 入口及び施設内に手指の消毒液を設置する。
- 4) マスクの着用を義務付ける。（従業員及び入場者全て）
- 5) 施設の換気と消毒
- 6) コロナ接触確認アプリ「COCOA」及び「かがわコロナおしらせシステム」のインストールを促す
- 7) 発熱等の症状がある場合の適切な対応

3. 別紙「かがわ国際会議場、展示場、多目的広場における感染防止対策の徹底について【チェックリスト】」の確認及び誓約をいただきます。

イベント等を開催する際には、事前に【チェックリスト】をご記入の上で、本申請時にご提出いただき、記載の各項目の実施を徹底していただきますようお願いいたします。

チェックがない場合は、利用をお断りする場合があります。

以上

基本的な対策・対応

- 屋外広場（多目的広場、大型テント広場、アート広場）：密が発生しない程度の間隔（1m程度）を確保すること

- 会場レイアウトにおける対策・対応

- ☐ コロナ対策を講じた会場レイアウト及びコロナ対策をまとめた計画書を作成し、事前に施設担当者と確認する
- ☐ 不特定多数の方の会場内への立入りが想定される場合は、出入口箇所を限定し人の流れを一方通行にすることや、人の滞留が発生しないような動線計画を検討する
- ☐ 必要に応じて、人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設ける
(受付コーナーや物販コーナー等、人との対面が発生する箇所)

- ☐ マスク着用や咳エチケット、ソーシャルディスタンス確保を周知徹底する
- ☐ 頻繁な手洗いや手指の消毒の呼びかけをする
- ☐ 長時間の滞在や、イベントの前後・休憩時間等における交流等を極力控えるように周知する
- ☐ コロナ接触確認アプリ「cocoa」及び「かがわコロナおしらせシステム」の対応協力を周知する
- ☐ その他、前述の【主催者様が実施する対策・対応】の実施について周知徹底し、協力を求める

上記内容を確認の上、施設を利用します。

利用日： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

催事名：

担当者名 :

緊急連絡先 :

※上記の個人情報に関しては、保健所および新型コロナウイルス感染症対策本部から要請があった場合に限り開示することがありますが、感染拡大予防の目的以外に使用することはありません。

※以下につきましては、施設管理者にて対応いたします。

- ☐ 屋内イベントの場合、施設内の換気を徹底する（機械換気による）
- ☐ 手すり、トイレ、ロビーなどの共用部を開場前に消毒する

飲食を伴うイベントにおける利用条件

飲食を伴うイベントを実施する際は、「かがわ国際会議場、展示場、多目的広場における利用条件について」及び「チェックリスト」の内容に加えて、下記利用条件に留意して下さい。

記

【利用条件】

1. 基本的な感染拡大対策

- ・十分な人と人との間隔（1m以上）を空ける
- ・飲食時以外のマスク着用徹底を行う
- ・飲食時は黙食とし、会話をする場合はマスクを着用する
- ・会場内で飲食可能エリアを設定する
- ・飲食エリア内は極力対面とならないようなレイアウトとする
- ・座席配置は一方方向とするか、対面の必要がある場合はアクリルパネル等で飛沫防止対策を行う
- ・新型コロナウイルス感染リスクが高いと想定される立食形式の懇親会等は、当面の間不可とする（着座による座席指定での懇親会等は可能）
- ・飲食物の提供方法について、個包装でのお渡しや共用備品（トング等）の不使用など対策を講じる

2. 酒類の提供が伴う際の感染拡大対策

- ・酒類の提供を伴う場合は、過度の飲酒自粛の周知を行う
- ・感染拡大状況によっては、香川県の要請により酒類の提供不可となる可能性があるため、イベント実施日が要請期間に含まれる際は要請に応じること。

飲食を伴うイベント実施の際は、上記利用条件を踏まえた利用計画を作成し、指定管理者に事前確認を行うこと。

その他、上記以外の内容について指定管理者から指示があった場合は対策を講じること。

以上